

児童生徒の情報モラルの指導法に関する調査研究 －児童生徒の実態と情報モラル指導の在り方－

平成24年度に実施した「児童生徒の情報機器利用の実態調査」の分析結果と、この調査から明らかになった情報モラル指導のポイントについて報告する。また、小学校から高等学校までの各校種における、児童生徒の発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の効果的な指導法についての研究成果の発表及び、情報モラル指導の授業実践についても報告する。

＜検索用キーワード＞ 情報モラル 携帯電話 スマートフォン インターネット
実態調査 フィルタリング 授業実践

指導助言者

金城学院大学国際情報学部国際情報学科教授 長谷川元洋(平成23, 24, 25年度)

研究会委員

稲沢市立稲沢西小学校教諭	櫻井 実(平成23, 24, 25年度)
愛西市立佐屋西小学校教頭	大崎 弘師(平成23, 24, 25年度)
扶桑町立扶桑中学校教諭	宮田 英由(平成23, 24, 25年度)
刈谷市立朝日中学校教諭	中村 雅至(平成23, 24, 25年度)
県立阿久比高等学校教諭	岩井 玲子(平成24, 25年度)
県立岡崎西高等学校教諭	塩澤 光(平成23, 24, 25年度)
県立春日井高等養護学校養護教諭(現総合教育センター研究指導主事)	鳴澤由紀子(平成23年度)
総合教育センター経営研究室長(現幸田町立荻谷小学校校長)	山口 明則(平成23, 24年度)
総合教育センター経営研究室長	水野 茂(平成25年度)
総合教育センター研究指導主事	茅野 俊正(平成23年度)
総合教育センター情報システム研究室長	小山 真臣(平成23, 24年度主務者)
総合教育センター研究指導主事	太田 学(平成23年度)
総合教育センター研究指導主事	田中 基明(平成24, 25年度)
総合教育センター研究指導主事	山下 智之(平成25年度)
総合教育センター研究指導主事	井谷 直樹(平成24年度, 平成25年度主務者)

1 はじめに

社会の情報化が急速に進展し、児童生徒のインターネット利用が日常的に行われるようになっていく。背景には、平成10年頃から急速に普及した携帯電話の存在と、平成16年から始まった携帯電話のポケット通信料金の定額制導入がある。内閣府が行った平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」では、「自分専用の携帯電話」の所有率が小学生で24.1%、中学生で46.2%、高校生で97.6%となっている。近年は小型のパソコンとも言えるスマートフォンの普及もあり、児童生

徒はこれまで以上に、いつでもどこでも、インターネットを容易に利用することができるようになっている。

平成 20 年 3 月告示の小学校学習指導要領や中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月告示の高等学校学習指導要領や特別支援学校小学部・中学部及び高等部学習指導要領（以下「新学習指導要領」と表す）の総則において、「情報モラル」という言葉が盛り込まれた。また、教育基本法に基づく「教育振興基本計画」や「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」といった施策や法律においても、情報モラル教育の取組についての提唱や推進がなされ、学校における情報モラル教育の一層の推進が重要になっている。

当センターでは、平成 21・22 年度に児童生徒のコンピュータ・インターネット利用に関する実態調査を行い、児童生徒の発達段階に応じた体系的・効果的な指導法や、情報モラル向上のための研究に取り組んできた。児童生徒を取り巻くインターネット利用環境は、日々変化しており、常に児童生徒の実態を把握し、実態に応じた体系的・効果的な情報モラルの指導法の研究・開発をする必要がある。そこで、平成 23 年度より 3 年間「児童生徒の情報モラルの指導法に関する調査研究」を進め、児童生徒の情報機器利用の実態把握と情報モラルの指導法に関する研究を行ってきた。この研究で明らかとなった児童生徒のインターネット利用の現状と情報モラル教育の課題や、研究協力委員による授業の実践事例について報告する。

2 研究の目的

本研究は、児童生徒のインターネット利用に関する実態を把握し、各学校段階で児童生徒の発達に応じた体系的・効果的な指導が行えるよう、教材や指導例について調査研究し、児童生徒の情報モラルの向上を図ることをねらいとする。

3 研究の方法

平成 23 年度から 25 年度の 3 年間の研究期間とし、研究協力委員と所員による共同研究で行う。

(1) 実態調査アンケートの実施と分析

愛知県内の抽出した小、中、高、特別支援学校の児童生徒に「児童生徒の情報機器利用の実態調査」アンケートを実施し、児童生徒の情報機器利用の実態や興味、意識等を調査・分析して、情報モラル指導のための基礎資料とする。

(2) 研究協力委員による情報モラル授業の実践

学校教育のさまざまな場面に柔軟に対応した情報モラルに関する授業が誰でも行えるよう、インターネット上の情報モラル教育に関する既存コンテンツ等を活用した実践研究を行う。

(3) 研究協力委員と所員による協議

実態調査アンケート、授業実践報告を基に、学校教育全体を通じた情報モラルのより効果的な指導法について協議・検討し、情報モラル教育のためのコンテンツとしてまとめる。

4 研究の内容

(1) 「児童生徒の情報機器利用の実態調査」の分析

平成 24 年度に「児童生徒の情報機器利用の実態調査」のアンケートを、県内の公立小学校 17 校（4～6 年）、公立中学校 13 校（1～3 年）、県立高等学校 15 校（1～3 年）、県立特別支援学校 1 校

(高等部1～3年)に実施し、小学生2,634人、中学生2,325人、高校生3,275人から有効回答を得た。この回答をクロス集計して分析を行った。

ア 情報機器の利用状況

「友達との連絡によく使う情報機器」(図1)は、小学生では家庭用電話機の割合が多く、中学生になると携帯電話の割合が急増し、高校生では90%以上になる。特に中学校入学前後から高校入学前後までの間の変化が大きいことが分かる。

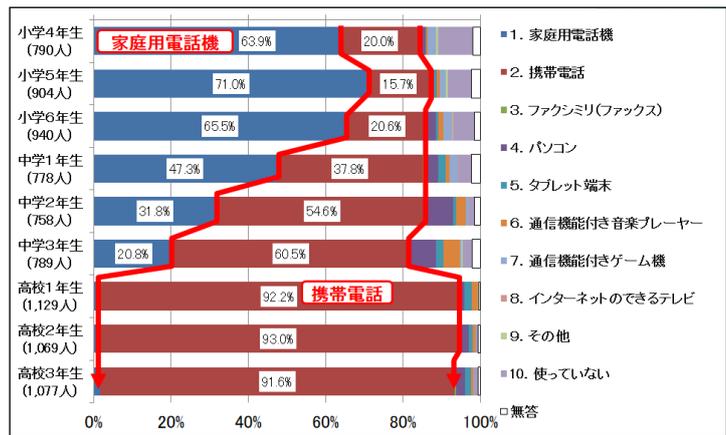
イ 携帯電話の利用状況

中学生、高校生の「携帯電話取得時期」(図2)は、中学生では卒業までに53.8%の生徒が携帯電話を取得し、高校生では高校入学前後まで90.4%が携帯電話を取得している。高校1年生までを含めると95.4%となり、高校生のがほとんどが携帯電話を取得していることがわかる。また、高校入学前後に25.2%の生徒が携帯電話を取得しており、このことから携帯電話に関する情報モラル指導のタイミングは携帯電話の利用や取得が増える中学校から高校入学前後が重要な時期の一つであると言える。

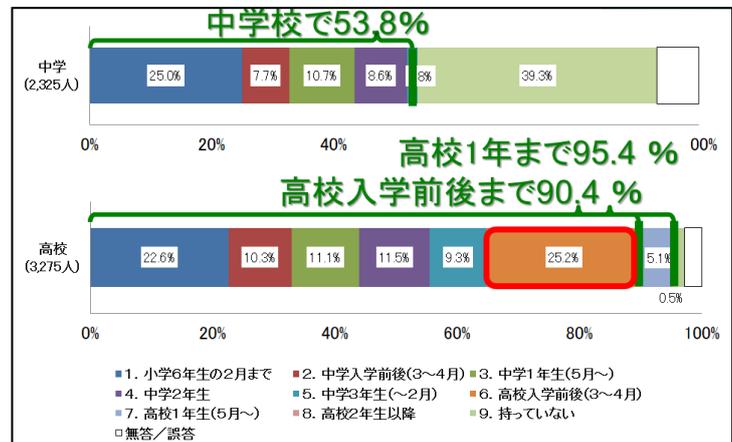
「携帯電話のフィルタリング状況」(図3)は小学生で、自分の携帯電話を持っている児童の56.9%が、「フィルタリングが何か分からない」という回答であった。これは、小学生が利用する携帯電話では、インターネットで利用できるサイトが制限されている契約であったり、フィルタリングされるサイトにアクセスしたりすることがないので、フィルタリングを意識することがないことも考えられる。また、中学生の携帯電話所持者では、21.8%、高校生では43.4%が「フィルタリングを解除した」「初めからしていない」と回答している。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、事業者には青少年の利用する携帯電話にはフィルタリングサービスの利用を薦めることが義務づけられているが、保護者がフィルタリングを利用しないとの申し出をした場合には

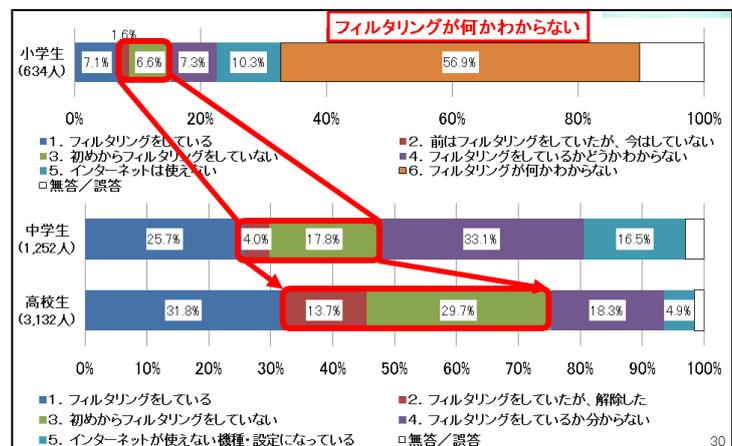
【図1 友達との連絡によく使う情報機器】



【図2 携帯電話の取得時期(中高の比較)】



【図3 携帯電話のフィルタリング状況】



この限りではないと盛り込まれている。保護者からの申し出がなければフィルタリングは解除することができないのであるから、学校からの保護者への啓発活動も今後の課題であろう。

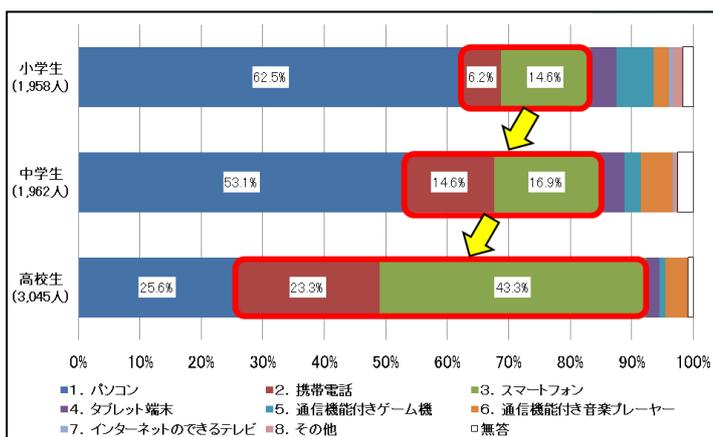
ウ インターネットの利用状況

「インターネット利用機器」(図4)は校種が上がるにつれて携帯電話、スマートフォンの比率が高くなり、特に高校生ではインターネット利用者の43.3%がスマートフォンと答え、一番多くなっている。スマートフォンは小型のパソコンとも言えるもので、アプリケーションソフトをインストールすることで携帯電話では利用できないインターネット上のさまざまなサービスが簡単に利用できるようになる。常に持ち歩くことができる小さなパソコンであり、児童生徒はこれまで以上にインターネットのサービスを幅広くいつでも利用することが可能になっている。

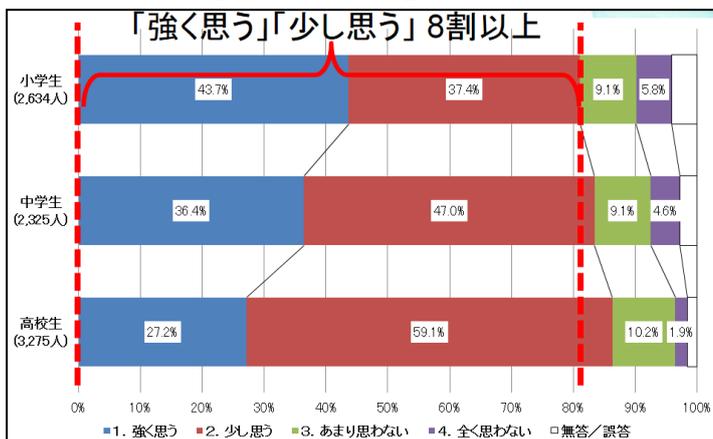
エ 児童生徒の情報モラル意識

「携帯電話・ネット利用のルールやモラルを大切にしたい行動をとっているか」(図5)では「強く思う」「少し思う」を合わせるとどの校種でも80%以上である。このうち、「強く思う」と回答した児童生徒の、「違法動画・音楽のダウンロード」をすることについての回答を見ると、校種が上がるにつれて「よくないと思う」の割合が減少し、高校生では31.4%となる(図6)。このことから、一部の児童生徒のモラル意識と行動にはずれがあり、自分に都合のいい判断基準でインターネットや携帯電話を利用していると考えられる。また、「携帯電話・ネット利用の危険性について誰に教わったか」(図7)では、校種が上がるにつれて一番多い割合が“親”から“学校の先生”へと変化していく。小学生段階での保護者の役割の重要性と体系的な情報モラ

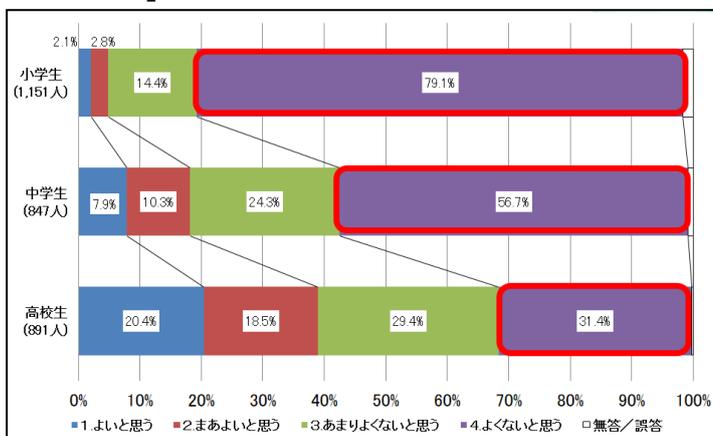
【図4 インターネット利用機器】



【図5 携帯電話・ネット利用のルールやモラルを大切にしたい行動をとっているか】



【図6 「ルールやモラルを大切にしたい行動」(強く思うと回答した児童生徒)と「違法動画・音楽のダウンロード」】

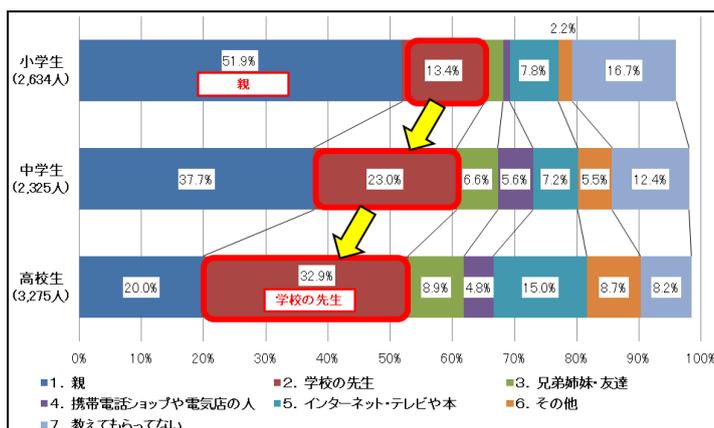


ル教育を学校で行う必要性が読み取れよう。

【図7 携帯電話・ネット利用の危険性について誰に教わったか】

(2) 授業実践例

ア 体系的な情報モラル指導について
情報モラルの指導は、児童生徒の実態に即した形で体系的に行うことが重要である。平成 21 年度から 2 年間の所員研究において、文部科学省で作成された「情報モラル指導モデルカリキュラム」に沿って情報モラル教育のコンテンツを作成してきた。これら既存のコンテンツを参考に、各校種での情報モラルの指導法を検討し、研究協力委員の所属校において授業実践に取り組んだ。その際、インターネット上の情報モラル教育に関する既存コンテンツ等を活用することで、情報モラルに関する授業経験の少ない教師でも行えるための授業実践となることも考慮した。



実践は、1時間の授業を通して行う「情報モラル授業実践」と通常の学習活動やホームルーム活動において、情報モラルに関連する指導が必要な場面を見つけ、10分程度で行える「情報モラルちょっと授業」を実践した。これらの実践報告はウェブコンテンツ「情報モラル」の中で紹介している。以下に、その実践の一部を紹介する。

イ 情報モラル授業実践

① 小学校

文部科学省小学校道徳読み物資料集から「幸せコアラ」を活用した授業実践を行った。小学校道徳読み物資料集には情報モラルの内容を含む資料が 29 本中 5 本用意されている。ここでは、チェーンメールへの対応やメールを送られてしまった人の立場や気持ちについて触れ、チェーンメールや個人情報発信の問題点について気付かせ、人権を意識して情報発信することについて考えさせた。その結果、携帯電話でのメール交換による交友関係の在り方や、情報発信には責任が伴うことを気付かせることができた。児童にじっくり考えさせるには、読み物資料の活用は小学生にとって有効であった。

② 中学校

警察庁サイバー犯罪対策の「情報セキュリティ対策ビデオ」や（財）コンピュータ教育推進センター（CEC）の「ネット社会の歩き方」を活用した授業実践を行った。これらのサイトのコンテンツは、取り上げている内容が豊富であり、生徒の実態に即した教材を選択して授業を行うことができた。また、動画教材もあるため、より現実感をもって生徒が状況をイメージしやすく、生徒にインターネット上で起こりうる問題をより身近に感じさせることができた。ワークシートや指導案も付属しており、そのワークシートを生徒の実態に合わせて変更することで、授業を柔軟に展開することも可能である。

③ 高等学校

授業の準備として携帯電話やインターネットに関する事前アンケートを実施し、その結果から CEC の「ネット社会の歩き方」のコンテンツ「個人情報流布」と「ネット依存」の二つの題材を選択し、授業実践を行った。動画教材を見ながら、その危険性と問題点について考察し、グループ討議と班ご

との発表を織り交ぜながら授業を進めた。この実践では、導入時に事前アンケートの結果を示したこともあり、生徒は自身の問題として興味を示し、積極的に授業に参加し、考えを深め、さまざまな意見を引き出すことができた。「ネット社会の歩き方」は教材として利用しやすくよくまとめられており、動画も指導者のタイミングで進めることができる。

5 研究のまとめと今後の課題

実態調査アンケートの分析から、児童生徒のインターネット及び情報機器の利用実態を把握することができ、さまざまな教育活動の場面で利用することができる基礎資料を得ることができた。また、各校種での情報モラル指導の授業実践をまとめ、児童生徒の発達段階に応じた具体的な情報モラル指導の参考事例をまとめることができた。この研究の顧問を務めていただいた、金城学院大学教授の長谷川元洋先生からは、「効果的な指導カリキュラムを策定するには実態調査を活用する必要がある、生徒の実態に基づいて授業を行うことで生徒が自分自身の問題と捉え、考えることができる」と助言をいただいた。今後はこの実態調査の結果をどのように情報モラルの指導に活用するかを考え、情報モラル教育の推進に貢献できる取組を続けていく必要がある。また、これまでの研究の成果を愛知エースネットのコンテンツとして発信し、実態調査の結果や授業実践事例が情報モラル指導の場で活用されることを期待したい。

児童生徒が利用する情報機器やサービスは次々に新しいものが開発され、取り巻く環境も変化していく。今後も情報モラル指導の充実を図っていくために、定期的にアンケート調査を行い、児童生徒の実態を把握して効果的な指導が行えるように調査研究を継続していきたい。

6 おわりに

情報モラルの指導を体系的に行うには、各校種での情報モラル指導がどのように行われているのかを理解しておくことも必要である。本研究では小学校、中学校、高等学校の研究協力委員が集まり、学校での授業実践研究を実施して、校種間の情報交換と連携を図ることができた。どの校種でも新学習指導要領に情報モラルが盛り込まれ、今後も情報モラル教育の充実が求められることを考えると、本研究会の取組は大変意義あるものであったと考える。また、今後もこのような取り組みが広がることを願いたい。最後に、情報モラルの授業実践を参観していただき、実態調査アンケートの作成、分析まで熱心に御指導、御助言いただいた、金城学院大学教授長谷川元洋先生に心よりお礼を申し上げ、本研究のまとめとしたい。

参考URL

青少年のインターネット利用環境調査（平成 25 年 3 月）

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html>

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20H0079.html>

コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 25 年上半期）

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/community-1.pdf>

情報モラル指導モデルカリキュラム http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm

小学校道徳 読み物資料集 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1303863.htm

警察庁 サイバー犯罪対策：情報セキュリティ対策ビデオ

http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html?utm_source=twitterfeed&utm_medium=twitter

ネット社会の歩き方 <http://www.cec.or.jp/net-walk/>